

学校長 様

新潟県立白根高等学校

____年 ____組

生徒氏名 _____

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 ____年 ____月 ____日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
登校開始日	令和 ____年 ____月 ____日

令和 ____年 ____月 ____日

保護者氏名 _____

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- ・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

〈出席停止期間の数え方〉

新型コロナウイルス感染症の場合

〈例1〉 5/17から登校可能							〈例2〉 5/19から登校可能								
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目									0日目	1日目	
			症状軽快										症状軽快		

インフルエンザの場合

〈例1〉 5/17から登校可能							〈例2〉 5/19から登校可能								
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目	2日目							0日目	1日目	2日目	
			解熱									解熱			

保護者 様

新潟県立白根高等学校長

出席停止について(通知)

学校保健法安全法により、他の生徒に伝染する恐れのある間は登校できないことになっております。必ず医師の診断・治療を受け、登校の際には下記の証明書を学校に提出してください。

なお、インフルエンザの場合は別の用紙になります。

I 出席停止となる病気とその期間の基準（主に第2種感染症）

(1) インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
(2) 百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
(3) 麻疹	解熱後3日を経過するまで
(4) 流行性耳下腺炎	腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
(5) 風疹	発疹が消失するまで
(6) 水痘	すべての発疹が痂皮化されるまで
(7) 咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
(8) その他 ()	治癒するまで、または医師の感染のおそれがないと判断するまで

Ⅱ 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医に相談のうえ、登校させて下さい。

Ⅲ 出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。

Ⅳ 病院によっては文書料が必要となる場合がありますので、御承知おきください。

治癒証明書

年 組 氏名

診断名 ()

上記の生徒は治癒し、他の生徒に伝染の恐れがないことを通知します。

出席停止を必要とした期間 月 日から 月 日まで

登校してもよいと認められる日 月 日 から

令和 年 月 日

病院名

醫師名 _____ 印 _____